

架空線接触事故が続発しています

8月後半に架空線に接触する事故が管内で連続して起こっています。作業手順を見直すなど、安全確認を確実にいき、事故を未然に防ぐようにしましょう。

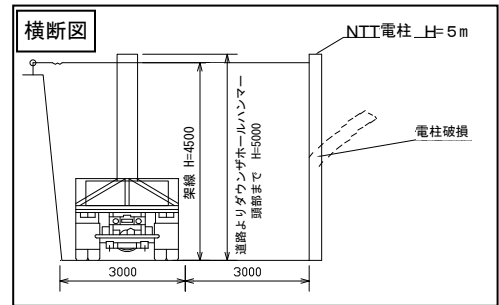
荷台のダウンザホールハンマー部品が電線に接触



現場状況写真



現場状況写真



<事故概要>

- ・ダウンザホールハンマーの部品を 10t トラックで運搬中、国道を横断する NTT 柱の支線に荷台の部品が接触しそのまま走行した。
- ・電柱をへし折り、その反動で住宅を損傷。

<事故原因>

- ・部品を立てた状態で、一般的制限値（高さ 3.8m）を超えて荷積みしていた。（車高制限違反）
- ・部品を積んでいたにも拘わらず、車高の認識が甘かった。

<事故防止対策案>

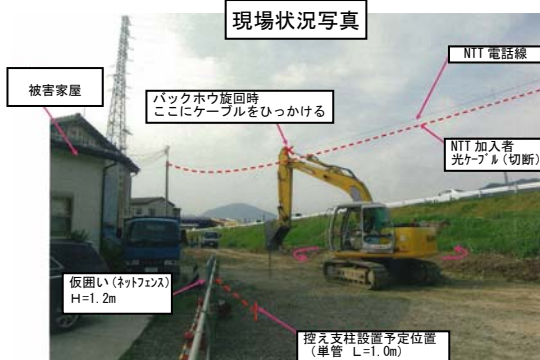
- ・車両の走行前に積荷の状態を確認する。
- ・法令等の遵守を心がける。

車両の制限		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	輪荷重	5.0トン

(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。(道路法第47条の2)

バックホウ旋回中、アームを光ケーブル線に引っかけて切断



現場状況写真



現場状況写真

<事故概要>

- ・仮囲いの支柱の打込みを元請から人力で指示されていたが、下請の判断でバックホウオペレータに圧入を指示した。旋回時にアームで上空の光ケーブルを引っかけて切断した。

<事故原因>

- ・下請の独自判断でバックホウオペに指示したこと。
- ・バックホウオペは、架空線の存在を認識していたにも拘わらず、注意を怠ったこと。

<事故防止対策案>

- ・むやみに作業手順を変更しない。
- ・工事現場に架空線がある場合は作業前に必ず確認する。
- ・作業中は接触しないように、架空線の明示や誘導員の配置などを行い、注意を払う。

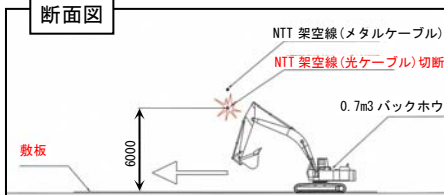
(裏面につづく)

バックホウ移動の際、アーム部分を架空線に引っかけて切断

現場状況写真



断面図



<事故概要>

- ・バックホウを作業場所に移動する際、アーム部分がNTT 架空線に引っかかり切断した。

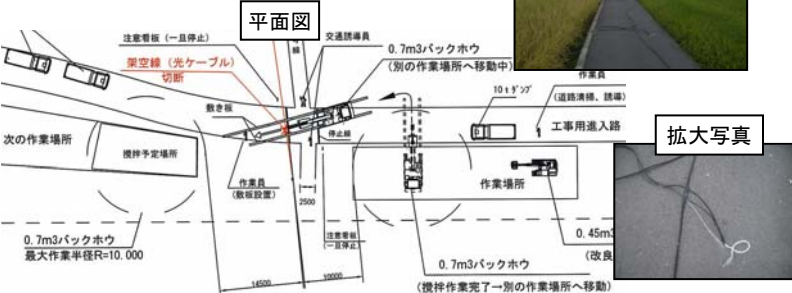
<事故原因>

- ・路面の養生板に気をとられた。
- ・バックホウの荷姿を確認せずに移動した。

事故後状況写真



平面図



拡大写真



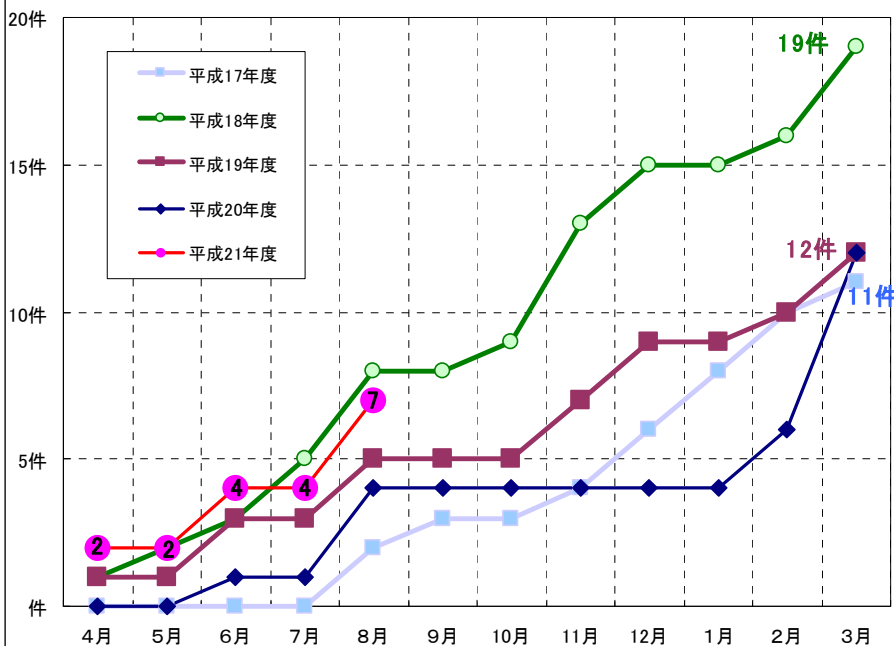
<事故防止対策案>

- ・架空線近くを移動する際は、必ず機械荷姿を目視で確認する。
- ・架空線の明示や誘導員の配置を行う。
- ・移動の際はアームを下げる。



- ・架空線事故は事前の対策で十分に防げるものです。
- ・左の対策例や看板等の設置を取り入れることも検討して下さい。
- ・工事前、工事中にも厳重なチェックが必要です。

架空線事故の発生件数推移(月別累計)



- ・左に示すグラフは、架空線事故の平成17年度からの年度別発生件数推移を月別累計で示したものです。
- ・今年度の架空線事故は平成18年度の年間19件に迫る件数で推移しています。
- ・昨年度は9月から1月まで架空線事故は1件も発生していません。
- ・架空線事故は、社会的影響が大きくなったり、莫大な賠償につながる事態を引き起こす可能性があるということを常に意識して下さい。

架空線にくれぐれもご注意を!